

原子力施設等におけるトピックス  
(令和6年2月19日～2月25日)

令和6年2月28日  
原子力規制庁

○令和6年2月19日～2月25日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

| 発表日 | 事業者名 | 事業所名 | 件名   | 備考 |
|-----|------|------|------|----|
|     |      |      | 該当なし |    |

○主要な原子力事業者(\*)の原子力事業所内で令和6年2月19日～2月25日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

\*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

| 発表日 | 事業者名 | 事業所名 | 件名   | 備考 |
|-----|------|------|------|----|
|     |      |      | 該当なし |    |

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス  
該当なし

<その他>

・東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 増設雑固体廃棄物焼却建屋における火災報知器の作動について(2月22日発表)

(別紙)福島第一原子力発電所 増設雑固体廃棄物焼却建屋における火災報知器の作動について(事業者公表資料)

## 増設雑固体廃棄物焼却建屋における火災報知器作動について

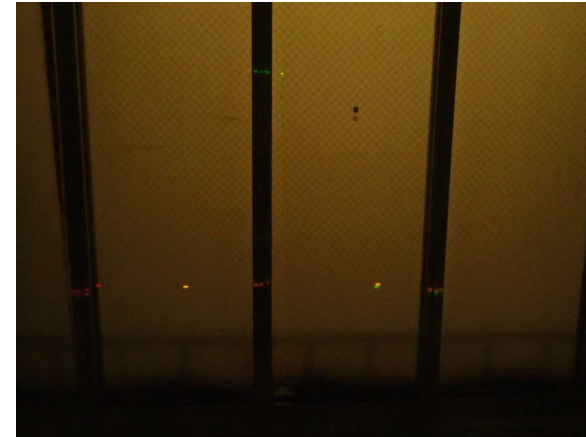
- 2月22日午前3時37分、増設雑固体廃棄物焼却建屋5階の廃棄物貯留ピットの火災報知器が動作し、監視カメラで現場付近を確認したところ、現場火元なしを確認していましたが、その後、水蒸気により現場確認ができなくなったため、同日午前5時58分に消防へ通報しています。火災報知器の作動によって停止していた排気設備の復旧は、2月22日午後4時8分より開始し、同日午後8時9分に復旧作業を終了しました。
- その後、廃棄物貯留ピットに滞留していた水蒸気の排気を継続的に実施しましたが、視認性が確保できる状況まで水蒸気の滞留が解消に至らなかったため、より安全を考慮し2月23日午前0時40分にピット内へ注水を開始しました。
- 2月24日午後2時47分、公設消防により「非火災」と判断されました。なお、廃棄物貯留ピット内に炎は確認されておらず、また、廃棄物貯留ピット近傍の温度に上昇は確認されておりません。
- その後、廃棄物貯留ピット上部の温度が低下したこと、ピット内の伐採木チップがほぼ水没していることから、2月25日午後2時03分に注水を停止しました。(合計注水量：約1,200m<sup>3</sup>)
- 水蒸気の滞留は減少傾向にあるものの、視認性が十分確保されていない状況であるため、今後も排気を継続するとともに、現場状況を確認しながら必要に応じて注水の実施等を検討してまいります。
- なお、作業員の被ばくや周辺モニタリングポスト等への影響は確認されておりません。

クレーン操作室からの様子



通常時

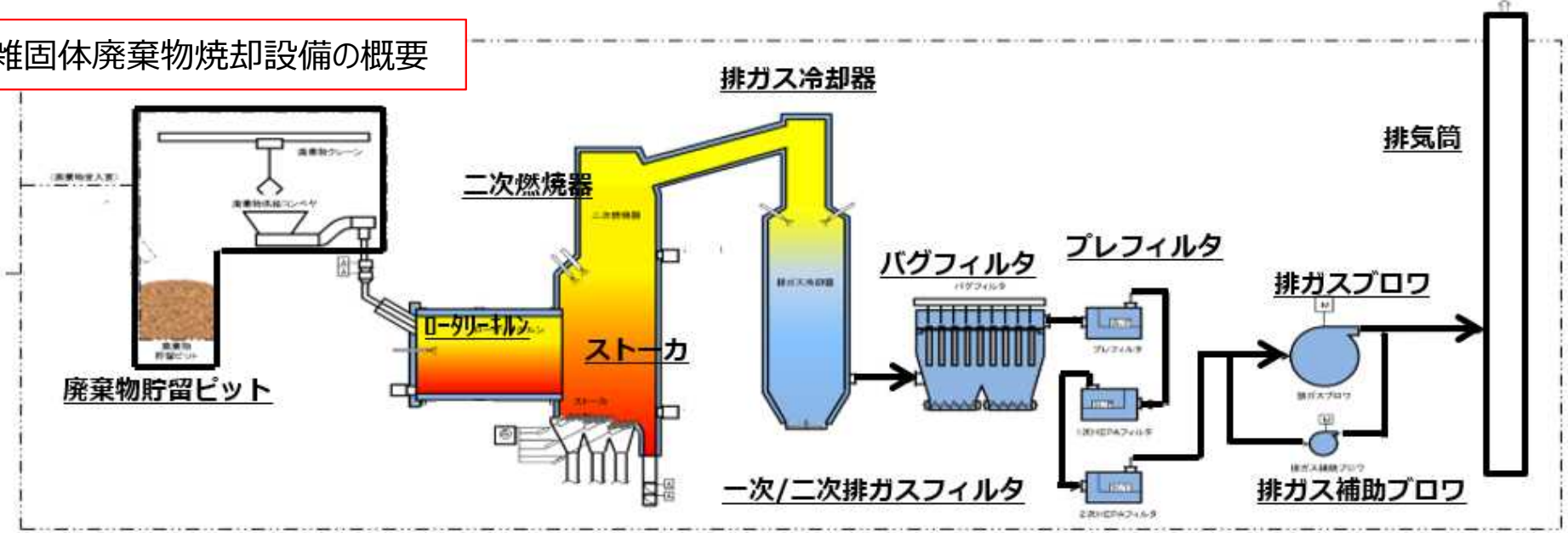
※窓ガラス内側の汚れで変色していると推定



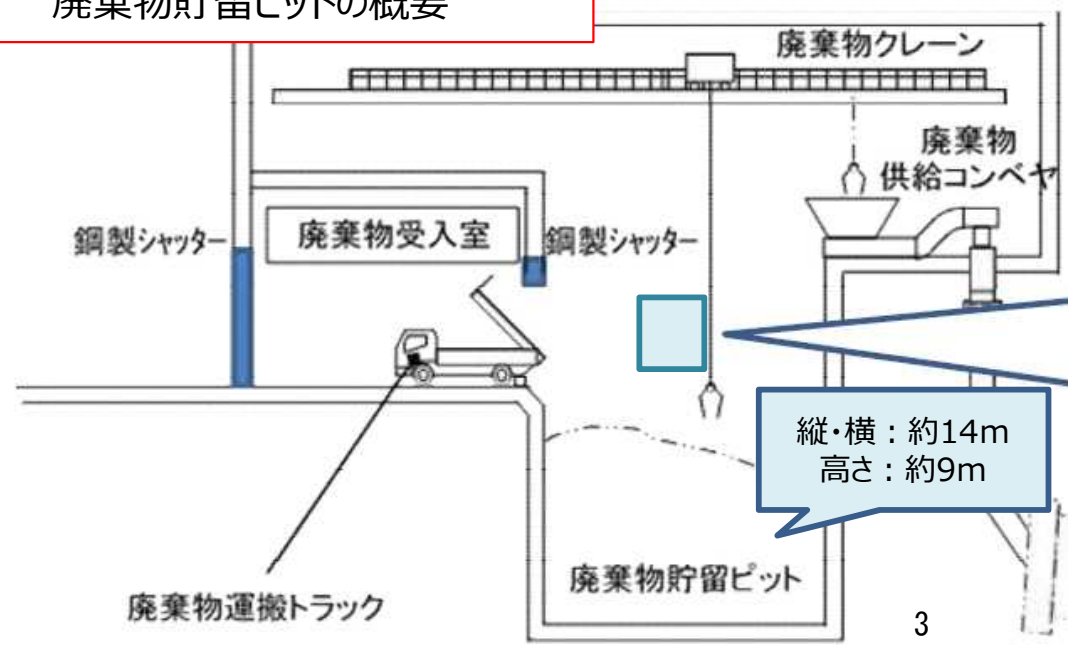
現在 (2/26 午後1時頃撮影) (事業者公表資料) 1

【参考】増設雑固体廃棄物焼却設備 廃棄物貯留ピットの配置

増設雑固体廃棄物焼却設備の概要



廃棄物貯留ピットの概要



クレーンの操作室



## 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 <抜粋>

### 2.44 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（増設雑固体廃棄物焼却設備）

#### 2.44.1 基本設計

##### 2.44.1.5 主要な機器

- (2) 増設雑固体廃棄物焼却設備建屋 増設雑固体廃棄物焼却設備建屋（以下、増設焼却炉建屋という。）は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造および一部鉄骨造）の地上5階で、平面が約80m（東西方向）×約51m（南北方向）の建物で、地上高さは約39mである。

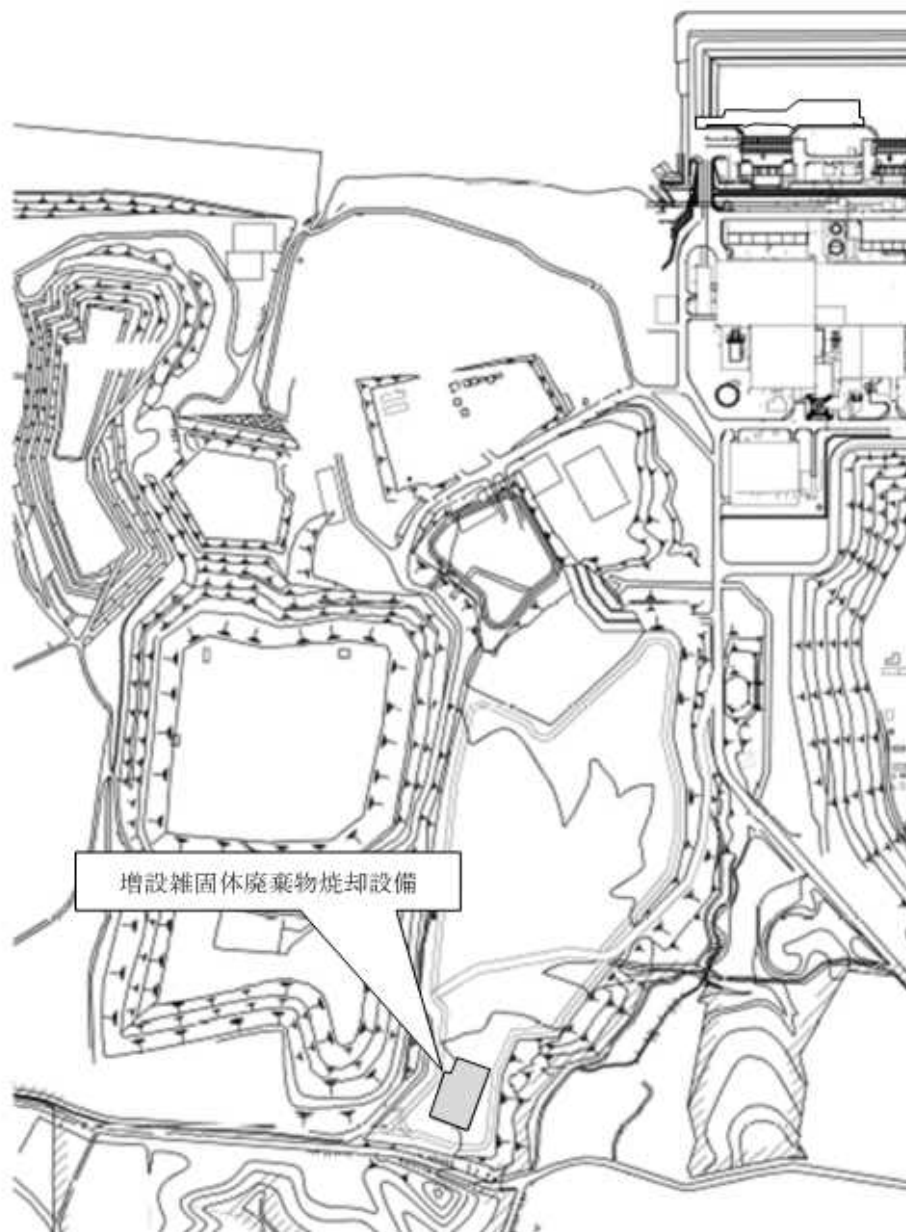


図-1 増設雑固体廃棄物焼却設備の全体概要図